



薬食審査発 0614 第 5 号
平成 24 年 6 月 14 日

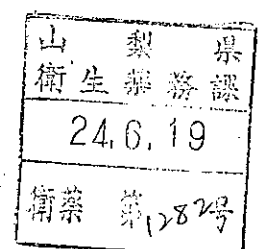
各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

標記について、別添写しのとおり、日本製薬団体連合会あて通知しましたので、その写しを送付いたします。





薬食審査発 0614 第 3 号
平成 24 年 6 月 14 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



医療用医薬品の有効成分の一般用医薬品への転用について

医療用医薬品の有効成分のうち一般用医薬品として転用することが適当と考えられるものについて、関係学会の意見を聴いた上で、薬事・食品衛生審議会において討議・公表することにより、その転用を、透明性を図りつつ、推進しようとするスキームが平成19年3月の薬事・食品衛生審議会一般用医薬品部会（以下「部会」という）において了承されているところです。

このスキームに基づき、本年6月7日開催の部会において、日本薬学会の報告書及び各医学会からの意見書を基に討議した結果、下記に示す成分は、一般用医薬品の成分として適当であるとの結論となりましたので、一般用医薬品としての開発を進めていただけますよう、貴傘下製造販売業者等に対し周知方よろしくお願いいたします。

記

	成 分	投与 経路	備 考	留意事項
1	ヒアルロン酸ナトリウム	点眼	涙液補助用点眼薬	防腐剤を含まない1回使用型（ミニタイプ）とする必要性。

(注)

- (1) 本スキームによって公表された有効成分を含む一般用医薬品の承認申請に際し添付する資料については、原則として、現在のスイッチOTC医薬品に求めている資料と同じ範囲であること。
- (2) 個々の品目の承認にあたっては、従来同様、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くものであること。
- (3) 本スキームによって公表された有効成分以外のものについて、いわゆるスイッチOTC医薬品として不適当とするものではなく、その可否については、引き続き、提出された資料に基づき個々に審査するものであること。